

令和6年分所得税の定額減税Q & A

(令和6年3月改訂版)

令和6年2月5日
令和6年3月18日改訂
国 税 庁

令和6年分所得税の定額減税については、「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において税制改正の内容が決定されたところです。同閣議決定において、「源泉徴収義務者が早期に準備に着手できるよう、財務省・国税庁は、法案の国会提出前であっても、制度の詳細についてできる限り早急に公表するとともに、源泉徴収義務者向けのパンフレットの作成等広報活動を開始し、給付金担当を含む関係省庁や地方公共団体ともよく連携しながら、制度の趣旨・内容等について、丁寧な周知広報を行うこと」とされたことを踏まえ、令和6年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合の令和6年分所得税の定額減税の実施要領の案について、Q & A方式であらかじめ周知・広報するものです。

(注) このQ & Aは「令和6年度税制改正の大綱」及び「令和6年分所得税の定額減税の給与収入に係る源泉徴収税額からの控除について」に沿って作成したものであり、定額減税の実施については、国会審議を経ることが前提となることにご留意ください。
また、このQ & Aは令和6年3月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

《 目 次 》

《凡例》	1
【定額減税の概要】	
1-1 定額減税の概要	2
1-2 居住者と非居住者	2
1-3 合計所得金額	2
1-4 同一生計配偶者	3
1-5 扶養親族	3
1-6 定額減税の実施方法（給与所得）	3
1-7 定額減税の実施方法（給与所得以外）	5
1-8 定額減税の実施方法（退職所得）	6
【適用対象者】	
2-1 定額減税の適用対象者	7
2-2 所得制限を超える人に対する定額減税	8
2-3 公的年金等の支払を受ける給与所得者に対する定額減税	8
2-4 給与所得者における定額減税の適用選択権の有無	8

2-5	従たる給与に係る定額減税	9
2-6	日雇賃金に係る定額減税	9
2-7	基準日前に死亡退職・非居住者となった人に対する定額減税	9
【基準日在職者】		
3-1	基準日在職者	10
3-2	基準日に退職した人に対する定額減税	10
3-3	基準日の後に就職した人に対する定額減税	10
3-4	所得制限を超える人に対する月次減税	10
【基準日在職者が退職した場合等】		
4-1	基準日在職者が再就職をした場合	11
4-2	控除外額のある人が死亡退職した場合	11
4-3	控除外額のある人が出国した場合	11
【控除前税額】		
5-1	「財務省告示による税額計算の特例」と定額減税	12
5-2	控除前税額の計算に係る復興特別所得税	12
5-3	前月の給与の金額の10倍を超える賞与を支払う場合 【令和6年3月追加】	12
【月次減税額】		
6-1	月次減税のための申告書の提出	13
6-2	非居住者である同一生計配偶者等に係る月次減税	13
6-3	源泉控除対象配偶者	13
6-4	控除対象扶養親族	14
6-5	源泉控除対象配偶者に係る月次減税	14
6-6	源泉控除対象配偶者（所得金額の見積額が48万円超）に係る月次減税	14
6-7	基準日在職者（所得金額の見積額が900万円超）の配偶者に係る月次減税	15
6-8	控除対象扶養親族に係る月次減税	15
6-9	16歳未満の扶養親族に係る月次減税	15
6-10	扶養控除等申告書に記載していない16歳未満の扶養親族に係る月次減税	16
6-11	基準日の前に死亡した扶養親族に係る月次減税	16
6-12	扶養親族の人数が変更になった場合	16
6-13	扶養控除等申告書に記載された障害者である同一生計配偶者（月次減税時） 【令和6年3月追加】	17

6-14	扶養控除等申告書等以外の様式の使用可否（月次減税時） 【令和6年3月追加】	17
------	--	----

【月次減税の方法等】

7-1	各種手当や報奨金・一時金に係る月次減税	18
7-2	6月の給与支給日前に賞与が支給される場合	18
7-3	未払給与（令和5年分）に係る月次減税	18
7-4	未払給与（令和6年分）に係る月次減税	18
7-5	給与の増額改訂があった場合【令和6年3月追加】	19

【年調減税額】

8-1	年調減税のための申告書の提出	19
8-2	控除対象配偶者・配偶者特別控除の適用を受ける配偶者に係る年調減税	20
8-3	給与所得者（所得金額の見積額が1,000万円超）の配偶者に係る年調減税	20
8-4	年末時点で非居住者となる見込みの同一生計配偶者等に係る年調減税	20
8-5	年末時点で居住者となる見込みの同一生計配偶者等に係る年調減税	21
8-6	所得金額が48万円超となる見込みの配偶者等に係る年調減税	21
8-7	年の途中で出生した扶養親族に係る年調減税	22
8-8	年の途中で死亡した扶養親族に係る年調減税	22
8-9	同一生計配偶者について「源泉徴収に係る申告書」に記載して提出した場合の取扱い【令和6年3月追加】	22
8-10	扶養親族について「源泉徴収に係る申告書」に記載して提出した場合の取扱い【令和6年3月追加】	23
8-11	扶養控除等申告書に記載された障害者である同一生計配偶者（年末調整時） 【令和6年3月追加】	23
8-12	扶養控除等申告書等以外の様式の使用可否（年末調整時） 【令和6年3月追加】	23

【年調減税の方法等】

9-1	所得制限を超える人に対する年調減税	24
9-2	令和7年以降に支給される給与等に係る定額減税	24

【源泉徴収票・給与支払明細書・徴収高計算書】

10-1	源泉徴収票への記載方法	25
10-2	年末調整をしなかった人の源泉徴収票への記載方法	25
10-3	退職した人（年末調整未了）の源泉徴収票への記載方法	26
10-4	給与支払明細書への記載事項	26

10-5	給与支払明細書に月次減税額を記載するスペースがない場合	26
10-6	所得税徴収高計算書（納付書）の記載方法	26

【各人別控除事績簿】

11-1	各人別控除事績簿の作成の要否	27
11-2	各人別控除事績簿以外の様式の使用可否	27

【各種給付措置】

12-1	定額減税と併せて行われる各種給付措置	27
------	--------------------	----

《 凡 例 》

このQ & Aで使用する用語について解説します。

【給与等】

俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（所得税法第28条に規定するもの）

【定額減税額】

令和6年分の所得税について、居住者の所得税額から控除できる金額（所得者本人3万円に同一生計配偶者又は扶養親族1人につき3万円を加算した金額）

【給与の支払者】

給与等の支払をする者（常時2人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者を除く。）

【控除前税額】

所得税法等関係法令の規定（定額減税に関する規定を除く。）に基づき源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額

【月次減税額】

令和6年6月以後に支払う給与等に係る控除前税額から控除する定額減税額

【月次減税】

令和6年6月以後に支払う給与等に係る控除前税額から行う月次減税額の控除

【月次減税事務】

月次減税額を控除する事務

【年調所得税額】

年末調整により算出される年間の所得税額（（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、その控除後の金額で、復興特別所得税を加算する前の金額）

【年調減税額】

年末調整の際に年調所得税額から控除する定額減税額

【年調減税】

年末調整の際に年調所得税額から行う年調減税額の控除

【年調年税額】

年末調整で算出された1年間に納めるべき所得税及び復興特別所得税の額

【扶養控除等申告書】

「令和6年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」

【源泉徴収に係る申告書】

「令和6年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書」

【年末調整に係る申告書】

「令和6年分年末調整に係る定額減税のための申告書」

【主たる給与】

扶養控除等申告書を提出した人に支払う給与等

【基準日在職者】

令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人（その給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している居住者の人）

【控除外額】

定額減税額のうち控除しきれなかった金額

【給与支払明細書】

所得税法第231条に規定する給与等の支払明細書

(定額減税の概要)

1-1 定額減税の概要

問 定額減税の概要は、どのような制度ですか。

[A]

定額減税の概要は次のとおりです。

1 定額減税の対象者

定額減税の対象者は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。

2 定額減税の対象となる所得税

定額減税の対象となる所得税は「令和6年分所得税」です。

3 定額減税額

定額減税額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の「令和6年分の所得税額」を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

① 本人（居住者に限ります。） 30,000円

② 同一生計配偶者又は扶養親族（いずれも居住者に限ります。以下「同一生計配偶者等」といいます。） 1人につき30,000円

(注) 「令和6年分の所得税額」とは、令和6年分所得税につき、所得税法の規定等により、所得控除、税率及び税額控除を適用して算出した所得税の額で、復興特別所得税の額は含まれません。

ただし、年末調整を除く給与等に係る源泉徴収税額からの控除に当たっては、所得税及び復興特別所得税が一体として納税されていることも踏まえ、その合計額から定額減税額を控除することになります。

1-2 居住者と非居住者

問 「居住者」や「非居住者」とはどのような人をいうのですか。

[A]

「居住者」とは、国内に住所を有する個人、又は現在まで引き続き1年以上居所を有する個人をいいます。

「非居住者」とは、「居住者」以外の個人をいいます。

1-3 合計所得金額

問 「合計所得金額」とはどのような金額をいうのですか。

[A]

「合計所得金額」とは、次の(1)と(2)の合計額に、退職所得金額(注1)、山林所得金額を加算した金額(注2)です。

(1) 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益通算後の金額)

(2) 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の2分の1の金額

(注1) 退職所得金額は、確定申告が不要な場合でも計算に当たって加算する必要があります。

(注2) 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。

1-4 同一生計配偶者

問 「同一生計配偶者」とは、どのような人をいうのですか。

[A]

「同一生計配偶者」とは、その年の12月31日（納税者が年途中で死亡し又は出国する場合は、その死亡又は出国の時）の現況で、納税者と生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていない人又は白色申告者の事業専従者でない人に限ります。）で、年間の合計所得金額が48万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が103万円）以下の人をいいます。

1-5 扶養親族

問 「扶養親族」とは、どのような人をいうのですか。

[A]

「扶養親族」とは、その年の12月31日（納税者が年途中で死亡し又は出国する場合は、その死亡又は出国の時）の現況で、次の4つの要件のすべてに当てはまる人をいいます。

- (1) 配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人であること。
- (2) 納税者と生計を一にしていること。
- (3) 年間の合計所得金額が48万円以下であること。
- (4) 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。

1-6 定額減税の実施方法（給与所得）

問 給与所得に係る定額減税はどのように実施するのですか。

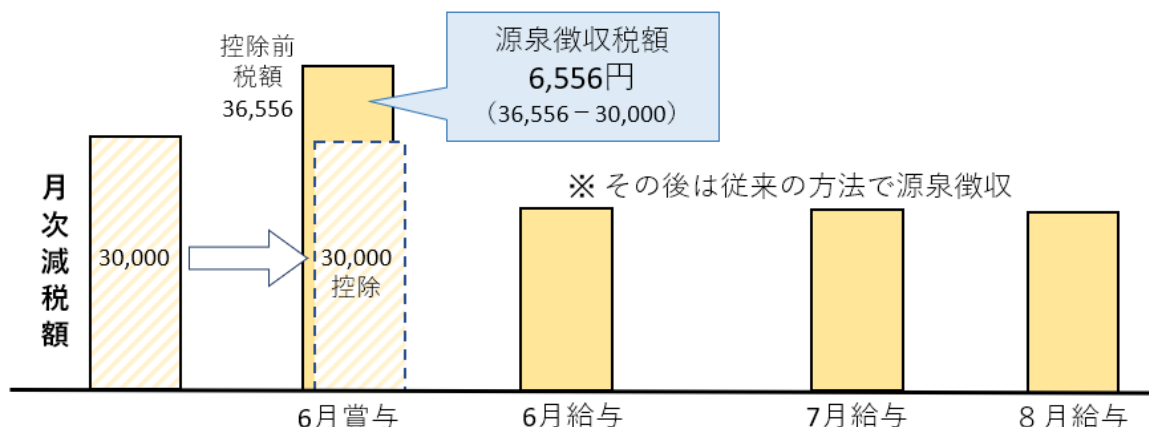
[A]

扶養控除等申告書を提出している給与所得者（いわゆる甲欄適用者）については、その主たる給与の支払者のもとで、次により定額減税額の控除が行われます。

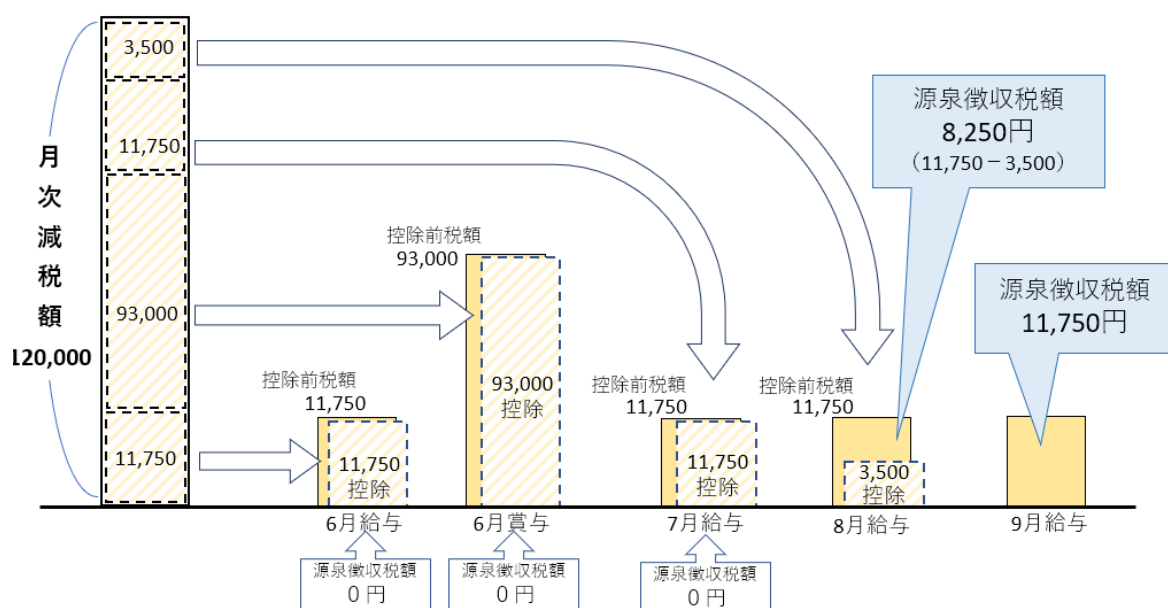
- ① 月次減税…令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等（賞与を含む）に係る源泉徴収税額からの控除（令和6年6月1日において主たる給与の支払を受ける人が対象）
源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額（控除前税額）から月次減税額を控除します。

控除しきれない部分の金額については、以後令和6年中に支払う給与等に係る控除前税額から順次控除します（ただし、年末調整の際には、以下の②によります。）。

≪ 6月最初に支払う賞与の控除前税額から月次減税額を控除しきれない事例 ≫



≪ 6月最初に支払う給与の控除前税額から月次減税額を控除しきれない事例 ≫

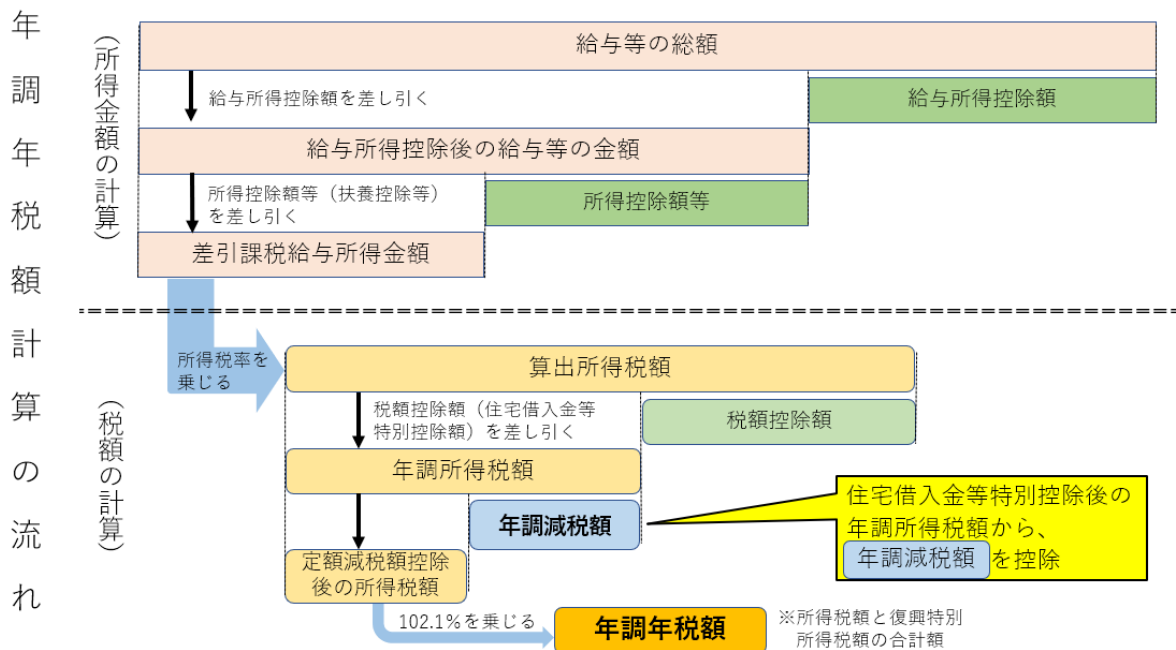


- (注1) 月次減税により控除した後の金額をもって、その給与につき源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額とみなされます。
- (注2) 月次減税額は、令和6年6月1日以後最初の月次減税事務を行うときまでに提出された扶養控除等申告書や「源泉徴収に係る申告書」の記載内容に基づき計算します。令和6年6月1日以後の最初の給与等の支払日以後に、その定額減税額の計算の基となった同一生計配偶者等の数に異動が生じて、月次減税額は変わりません。
- (注3) 月次減税額の控除については、以下の人についても、主たる給与の支払者のもとで控除を受けることになります。
- 令和6年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超えるため年末調整を受けないことになると見込まれる人
 - 令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超えるため定額減税の適用を受けないことと見込まれる人

② 年調減税…年末調整時における年調所得税額からの控除

年末調整の対象者で、かつ、令和6年中に支払の確定した給与等を基に年末調整により計算した年調所得税額がある人は、その年調所得税額から年調減税額を控除します。

なお、年調所得税額から年調減税額を控除した後の金額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含めた年調年税額を計算します。



(注1) 年末調整の過不足額の精算におけるその年中の源泉徴収税額は、毎月(日々)の控除前税額から月次減税額を控除した残額の合計額ということになります。

(注2) 年調減税額は、年末調整時までに提出された扶養控除等申告書、配偶者控除等申告書及び「年末調整に係る申告書」の記載内容に基づき、それぞれ計算します。

1-7 定額減税の実施方法(給与所得以外)

問 給与所得以外の所得に係る定額減税はどのように実施するのですか。

[A]

1 厚生労働大臣等から支払を受ける公的年金等に係るもの

公的年金等の支払者のもとで定額による減税額の控除が行われますが、最終的な定額減税額の精算は、確定申告によって受けることとなります。

具体的には、令和6年6月1日以後最初に支払う公的年金等について、源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額(控除前税額)から定額による減税額を控除します(控除しきれない部分の金額は、以後支払う公的年金等に係る控除前税額から順次控除します。)

(注1) 上記により控除した後の税額をもって、その公的年金等につき源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額とみなされます。

(注2) 公的年金等の支払者のもとで控除される減税額はその支払者に提出された「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載内容に基づき計算します。控除される減税額は、年の中途にその定額減税額の計算の基となった扶養親族等の数に異動が生じて、その金額は変わりません。

(注3) 確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等の源泉徴収においては、定額による減税額の控除は行いません。

2 退職所得に係るもの

令和6年分所得税の確定申告書を提出して定額減税の適用を受けることとなります(1-8参照)。

3 事業所得や不動産所得などに係るもの

① 令和6年分の予定納税額からの控除

令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額(7月)(注)から本人分に係る定額減税額に相当する金額(30,000円)を控除します。

また、納税者からの予定納税額の減額申請の手続により、第1期分予定納税額又は第2期分予定納税額について、同一生計配偶者等に係る定額減税額に相当する金額の控除の適用を受けることができます。

さらに、定額減税額に相当する金額のうち、第1期分予定納税額から控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、第2期分予定納税額から控除します。

なお、上記の減額申請の手続に係る措置に伴い、令和6年分の第1期分予定納税額の納期を令和6年7月1日から9月30日までの期間（現行：同年7月1日から同月31日までの期間）とするとともに、同年6月30日の現況に係る予定納税額の減額の承認の申請の期限を同年7月31日（現行：同月15日）とすることとされています。

（注） 特別農業所得者（農業所得の金額に係る一定の要件を満たすものとして申告等をしている方）については、第2期分予定納税額（11月）となります。

② 確定申告における年税額からの控除

事業所得者等で確定申告を行う人については、令和6年分の確定申告の際に、定額減税を適用しないで算出した所得税額から定額減税額が控除されます。

（注1） 給与所得者や年金受給者が不動産所得などの他の所得を有する場合等には、源泉徴収の段階で定額減税の適用を受けた上、確定申告で最終的な定額減税額との精算を行うこととなります。

（注2） 確定申告における定額減税額は、原則として、令和6年12月31日の現況による扶養親族等の数を基に計算します。

（注3） 報酬、料金等の支払の際の源泉徴収においては、定額減税は実施しません。

1-8 定額減税の実施方法（退職所得）

問 退職所得から源泉徴収された所得税は、定額減税の対象となりますか。

また、対象となる場合には、定額減税の適用を受けるために何をすればいいですか。

[A]

退職所得の源泉徴収の際には定額減税を実施しませんが、令和6年分の退職所得を有する居住者は、その退職所得を含めた所得に係る所得税について、確定申告により定額減税額の控除を受けることができます。

したがって、給与等に係る源泉徴収において控除しきれなかった定額減税額がある場合には、令和6年分の確定申告書を提出することで、退職所得を含めた所得に係る所得税について、定額減税の適用を受けることができます。

（注） 非居住者が、国内源泉所得とされる退職所得について、所得税法第171条《退職所得についての選択課税》の規定により税務署に申告をする場合であっても、当該退職所得に係る所得税は定額減税の対象とはなりません。

(適用対象者)

2-1 定額減税の適用対象者

問 給与の支払者のもとで、定額減税の適用を受けられるのはどのような人ですか。

[A]

給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けられる人の範囲等は、それぞれ次のようになっています。

(1) 令和6年6月以後の各月(日々)において、給与等に係る控除前税額から行う控除(月次減税)の適用を受けられる給与所得者(基準日在職者)

給与の支払者のもとで6月以後の控除(月次減税)を受けられる人	(参考) 給与の支払者のもとで6月以後の控除(月次減税)を受けられない人
令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人(その給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している居住者の人)	(1) 令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の乙欄又は丙欄が適用される居住者の人 (注) その給与の支払者に扶養控除等申告書を提出していない人がこれに該当します。 (2) 令和6年6月1日より後に雇用された人 (注) この人がその後扶養控除等申告書を提出した場合には、以下の(2)の年末調整の際に年調減税の適用を受けることになります。

(2) 年末調整の際に年調所得税額から行う控除(年調減税)の適用を受けられる給与所得者

年末調整で控除を受けられる人	(参考) 年末調整で控除を受けられない人
令和6年6月1日以後の令和6年分の年末調整時に給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している人(右の欄に掲げる人を除きます。 年の中で年末調整の対象となる次のような人も、これに該当します。 ① 令和6年6月1日以後、年の中で退職した人のうち、次の人 イ 死亡により退職した人 ロ 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職時期からみて、本年中に再就職ができないと見込まれる人 ハ 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人 ② 令和6年6月1日以後、年の中で海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人	(1) 年末調整の対象とならない人 令和6年分の年末調整時に給与の支払者のもとに勤務する人であっても、次に掲げる人については、この控除の適用を受けることはできません。 ① 令和6年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人 ② 令和6年分の給与に係る源泉所得税について、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭22法律第175号)の規定による徴収猶予や還付を受けた人 ③ 令和6年分の年末調整時にその給与の支払者に扶養控除等申告書を提出していない人 (注) 令和6年分の年末調整時に乙欄又は丙欄適用者である人がこれに該当します。 (2) 令和6年5月31日以前において、年の中で年末調整の対象となる人 (3) 合計所得金額が1,805万円を超える人

2-2 所得制限を超える人に対する定額減税

問 定額減税の適用には所得制限があるとのことですが、合計所得金額が1,805万円を超える人についても、主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けるのですか。

[A]

合計所得金額が1,805万円を超える人であっても、主たる給与の支払者のもとでは、令和6年6月以後の各月（日々）において、給与等に係る控除前税額から行う控除（月次減税）の適用を受けることになります。

一方、合計所得金額が1,805万円を超える人については、年末調整の際に年調所得税額から行う控除（年調減税）の適用が受けられませんので、年末調整の際にそれまで控除した額の精算を行うこととなりますが、主たる給与の支払者からの給与収入が2,000万円を超える人は年末調整の対象となりませんので、その人は確定申告で最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算を行うこととなります。

（注） 年末調整の際に年調減税の適用を受けない人は、主たる給与の支払者からの給与収入は2,000万円を超えないが、その他の所得があるために合計所得金額が1,805万円を超える人になります。
（例：給与収入が1,900万円（給与所得1,705万円）で、不動産所得が200万円である人）

2-3 公的年金等の支払を受ける給与所得者に対する定額減税

問 厚生労働大臣等から公的年金等の支払を受ける人は、その公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受けますが、その人についてもその主たる給与の支払者のもとで、定額減税の適用を受けるのですか。

[A]

公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受ける人についても、主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けることになります。

なお、給与等と公的年金等との定額減税額の重複控除については、確定申告で最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われることとなります。

2-4 給与所得者における定額減税の適用選択権の有無

問 給与所得者が、主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けるか受けないかを、自分で選択することはできますか。

[A]

令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人（その給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している居住者の人）については、一律に主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けることになり、自分で定額減税の適用を受けるか受けないかを選択することはできません。

2-5 従たる給与に係る定額減税

問 2か所から給与の支払を受けている人の従たる給与（乙欄適用給与）に係る源泉徴収税額について定額減税の適用を受けるには、どうしたらいいですか。

[A]

定額減税額は、主たる給与の支払者のもとでのみ控除されることになっていて、従たる給与の支払者のもとで控除されることはありません。

したがって、定額減税額のうち主たる給与の支払者のもとで控除しきれなかった金額がある場合には、確定申告の際に、主たる給与と従たる給与（給与所得以外の申告をする必要のある所得がある場合には、その所得を含みます。）を合わせたところで計算される年の所得税額との間で、控除しきれなかった金額を精算することになります。

（注）「従たる給与（乙欄適用給与）」とは、扶養控除等申告書を提出していない人に支払う給与等（次の問の「日雇賃金」を除きます。）をいいます。

2-6 日雇賃金に係る定額減税

問 日雇賃金（丙欄適用給与）の支払を受けている人は、どのような手続により定額減税の適用を受けるのですか。

[A]

丙欄適用者については、給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けることはできませんが、令和6年分所得税について確定申告書を提出することによって定額減税の適用を受けることができます。

（注）「日雇賃金（丙欄適用給与）」とは、日々雇い入れられる人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける給与等をいいます。ただし、一の給与の支払者から継続して2か月を超えて支払を受ける場合には、その2か月を超える部分の期間につき支払を受ける給与等は、ここでいう日雇賃金には含まれません。

2-7 基準日前に死亡退職・非居住者となった人に対する定額減税

問 令和6年5月31日以前に、死亡により退職した人及び年の途中で海外の支店等への転勤などにより非居住者となった人の定額減税は、どのように行いますか。

[A]

令和6年5月31日以前に、死亡により退職した人及び年の途中で海外の支店等への転勤などにより非居住者となった人は、いわゆる準確定申告書や更正の請求書等の提出により、定額減税の適用を受けることとなります。

（注1）上記の定額減税の適用に係る制度の詳細は、税制改正法案において定められる予定です。

（注2）令和6年6月1日以後にこれらの事実が生じた人については、それぞれ次のようになります。

- ① 給与所得者は、通常、これらの事実が生じた時に年末調整を行い、その人の給与に係る年調年税額から年調減税額を控除します。
- ② 給与所得以外に所得があるなどのために準確定申告書を提出する人については、その準確定申告により定額減税額の精算を受けます。

(基準日在職者)

3-1 基準日在職者

問 月次減税の対象となる基準日在職者とは、どのような人が該当しますか。

[A]

基準日在職者は、令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人（その給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している居住者の人）をいいます。

3-2 基準日に退職した人に対する定額減税

問 令和6年6月1日に退職した人は、基準日在職者に該当しますか。

[A]

令和6年6月1日に退職した人は、同日まではその給与の支払者のもとに勤務していますので、同日現在において扶養控除等申告書を提出していれば、基準日在職者に該当します。

(注) このような人に対する月次減税額の控除については、4-1をご参照ください。

3-3 基準日の後に就職した人に対する定額減税

問 令和6年6月2日以後に就職した人は、基準日在職者に該当しませんか。

[A]

令和6年6月2日以後に就職した人については、基準日在職者に該当しません。

なお、このような人のうち扶養控除等申告書を提出した人は、月次減税額の控除を受けることはできませんので、通常は年末調整において定額減税額の控除（年調減税）を受けることとなります。

(注) 合計所得金額が1,805万円を超える人については、年調減税は受けられません。また、年末調整の対象とならない人は確定申告で精算します。

3-4 所得制限を超える人に対する月次減税

問 給与収入が2,000万円を超える人など、合計所得金額が1,805万円を超えることが確実な人についても、主たる給与の支払者のもとで、月次減税の対象とするのですか。

[A]

合計所得金額が1,805万円を超えることが見込まれる人であっても、基準日在職者に該当する場合には、月次減税の対象となります。

(基準日在職者が退職した場合等)

4-1 基準日在職者が再就職をした場合

問 他の給与の支払者のもとで基準日在職者であった人が、その後において再就職をした場合、再就職先での月次減税の適用関係は、どのようになりますか。

[A]

給与の支払者のもとで基準日在職者であった人が、その後において国内にある他の企業等へ再就職し、再就職先において主たる給与の支給を受ける場合については、月次減税は行わず、年末調整時に年調減税を行うこととなります。

(注) 月次減税額と再就職先の年末調整時又は確定申告時に算出される最終的な定額減税額との間に過不足額が生じる場合には、これらの時に精算が行われることとなります。

4-2 控除外額のある人が死亡退職した場合

問 控除外額のある人が死亡退職した場合には、この控除外額はどのようになりますか。

[A]

控除外額のある基準日在職者が死亡した場合には、その死亡により源泉徴収義務者のもとを退職したことになるので、通常、源泉徴収義務者のもとで年末調整を行い、その人の年調所得税額から年調減税額を控除することにより定額減税額の精算を行うこととなります。

4-3 控除外額のある人が出国した場合

問 控除外額のある人が海外赴任により出国した場合には、この控除外額はどのようになりますか。

[A]

控除外額のある基準日在職者が出国した場合には、通常、出国時に源泉徴収義務者のもとで年末調整を行い、その人の年調所得税額から年調減税額を控除することにより定額減税額の精算を行うこととなります。

(控除前税額)

5-1 「財務省告示による税額計算の特例」と定額減税

問 毎月の給与に係る源泉徴収を「財務省告示による税額計算の特例」によっている場合、月次減税額の控除の対象とする「控除前税額」には、この特例計算により求めた源泉徴収税額が含まれますか。

(注) 給与等の支払額に関する計算を電子計算機などの事務機械によって処理している場合には、月額表の甲欄を適用する給与等（主たる給与）に限り、財務大臣が定める方法（財務省告示）によりその給与に対する源泉徴収税額を求めることができる特例を「財務省告示による税額計算の特例」といいます。

[A]

「財務省告示による税額計算の特例」により源泉徴収している源泉徴収義務者においては、この特例計算に基づき求めた源泉徴収税額から月次減税額を控除することになります。

5-2 控除前税額の計算に係る復興特別所得税

問 控除前税額を求める際には、その税額に復興特別所得税相当額が含まれている税額表を使用するのですか。

[A]

控除前税額は、復興特別所得税相当額が含まれている税額表を使用して求めることとなります。

(注) 月次減税額の控除に当たっては、所得税及び復興特別所得税が一体として納税されていることも踏まえ、その合計額から月次減税額を控除します。

一方、年末調整においては、まず、年調所得税額から年調減税額を控除し、その控除した後の金額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含めた年税額（年調年税額）を計算します。

なお、月次減税額の控除を行った後の実際に源泉徴収した税額と、年末調整時に算出される年調年税額との間に生じる過不足額は、通常の年末調整時と同様に精算を行います。

5-3 前月の給与の金額の10倍を超える賞与を支払う場合【令和6年3月追加】

問 前月の給与の金額（社会保険料等を差し引いた金額）の10倍を超える賞与（社会保険料等を差し引いた金額）を支払う場合の源泉徴収税額の計算においては、「前月の給与に係る源泉徴収税額」を基に算出することになりますが、この場合の「前月の給与に係る源泉徴収税額」とは、月次減税額を控除した後の金額ではなく、月次減税額を控除する前の税額になりますか。

[A]

前月の給与の金額（社会保険料等を差し引いた金額）の10倍を超える賞与（社会保険料等を差し引いた金額）を支払う場合の源泉徴収税額の計算に当たっては、前月の給与の金額に応じて「税額表に記載された税額」を基に算出することになります。

そのため、「前月の給与に係る源泉徴収税額」は月次減税額を控除する前の税額になります。

(月次減税額)

6-1 月次減税のための申告書の提出

問 月次減税額を計算するに当たって、基準日在職者から新たに申告書を提出してもらう必要がありますか。

[A]

定額減税額の計算に含める同一生計配偶者の有無や扶養親族の人数については、その基準日在職者が既に提出した扶養控除等申告書に基づき把握することになりますので、新たに扶養控除等申告書を再提出してもらう必要はありません。

ただし、扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者（令和6年中の所得金額の見積額が900万円超である基準日在職者の同一生計配偶者）や16歳未満の扶養親族について、月次減税額の計算に含める場合には、基準日在職者は「源泉徴収に係る申告書」を事前に提出する必要があります。

6-2 非居住者である同一生計配偶者等に係る月次減税

問 非居住者である同一生計配偶者又は非居住者である扶養親族は、月次減税額の計算に含めなくていいですか。

[A]

月次減税額の計算に含めることができる同一生計配偶者や扶養親族はいずれも居住者に限りますので、非居住者である同一生計配偶者又は非居住者である扶養親族は、定額減税額の計算に含めることはできません。

そのため、扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象配偶者若しくは控除対象扶養親族の「非居住者である親族」欄又は16歳未満の扶養親族の「控除対象外国外扶養親族」欄をご確認いただき、同一生計配偶者や扶養親族が非居住者でないかご確認いただくこととなります。

6-3 源泉控除対象配偶者

問 「源泉控除対象配偶者」とはどのような人をいうのですか。

[A]

「源泉控除対象配偶者」とは、給与所得者（合計所得金額が900万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が1,095万円）以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていない人又は白色申告者の事業専従者でない人に限ります。）で、合計所得金額が95万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が150万円）以下の人をいいます。

6-4 控除対象扶養親族

問 「控除対象扶養親族」とはどのような人をいうのですか。

[A]

「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、次の(1)、(2)のいずれかに該当する人をいいます。

なお、月次減税額の計算に含めることができる控除対象扶養親族は、(1)に該当する控除対象扶養親族のみです。

(1) 居住者のうち、年齢 16 歳以上の人

(2) 非居住者のうち、①年齢 16 歳以上 30 歳未満の人、②年齢 70 歳以上の人、③年齢 30 歳以上 70 歳未満の人のうち、次のいずれかに該当する人

イ 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人

ロ 障害者

ハ 所得者から本年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている人

(注) (1)に該当する控除対象扶養親族以外に、居住者に該当する「16 歳未満の扶養親族」についても月次減税額の計算に含めることができます(6-9参照)。

6-5 源泉控除対象配偶者に係る月次減税

問 「源泉控除対象配偶者」については、月次減税額の計算に含めますか。

[A]

月次減税額の計算に含めることができるのは同一生計配偶者であり、同一生計配偶者は合計所得金額が 48 万円以下とされていますので、基準日在職者の提出した扶養控除等申告書に氏名等が記載されている「源泉控除対象配偶者」のうち、合計所得金額の見積額が 48 万円以下、かつ、居住者である人を月次減税額の計算に含めることとなります。

そのため、扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象配偶者の令和 6 年中の所得金額の見積額が 48 万円以下であるかどうかをご確認いただき、月次減税額の計算に含めるべき同一生計配偶者か否かを判定していただくこととなります。

なお、その源泉控除対象配偶者が他の給与所得者が提出する扶養控除等申告書において控除対象扶養親族として記載されている場合には、いずれかの給与所得者の定額減税額の計算に含めることとされています。

6-6 源泉控除対象配偶者(所得金額の見積額が 48 万円超)に係る月次減税

問 扶養控除等申告書に氏名等が記載されている「源泉控除対象配偶者」の中には、令和 6 年中の所得金額の見積額が 48 万円超 95 万円以下の配偶者も含まれます。このような配偶者は月次減税額の計算に含めますか。

[A]

令和 6 年中の合計所得金額の見積額が 48 万円超の配偶者については、月次減税額の計算に含めないこととされています。

そのため、扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象配偶者の令和6年中の所得金額の見積額をご確認いただき、月次減税額の計算に含めるべき配偶者か否かを判定していただくこととなります。

(注) 令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円超の配偶者は、配偶者自身の所得税において定額減税額の控除が行われます。

6-7 基準日在職者（所得金額の見積額が900万円超）の配偶者に係る月次減税

問 基準日在職者の令和6年中の所得金額の見積額が900万円超の場合、その同一生計配偶者は令和6年中の所得金額の見積額が48万円以下であっても、「源泉控除対象配偶者」に該当しないため、扶養控除等申告書に氏名等が記載されていません。このような同一生計配偶者も、月次減税額の計算に含めることとなりますか。

[A]

令和6年中の所得金額の見積額が900万円超の基準日在職者の同一生計配偶者につきましては、扶養控除等申告書に氏名等が記載されていないため、月次減税額の計算に含めません。

ただし、基準日在職者から同一生計配偶者についての記載がある「源泉徴収に係る申告書」の提出があり、その配偶者の合計所得金額の見積額が48万円以下で、居住者であることを確認できた場合には、月次減税額の計算のための人数に含めてください。

(注) 「源泉徴収に係る申告書」は、令和7年1月10日の翌日から7年間（令和14年1月10日まで）保存する必要があります。

6-8 控除対象扶養親族に係る月次減税

問 「控除対象扶養親族」については、月次減税額の計算に含めますか。

[A]

基準日在職者の提出した扶養控除等申告書に氏名等が記載されている「控除対象扶養親族」のうち、居住者である人は月次減税額の計算に含めることとされています。

なお、その控除対象扶養親族が他の給与所得者が提出する扶養控除等申告書において控除対象扶養親族等として記載されている場合には、いずれかの給与所得者の月次減税額の計算に含めることとされています。

6-9 16歳未満の扶養親族に係る月次減税

問 「16歳未満の扶養親族」については、月次減税額の計算に含めますか。

[A]

基準日在職者の提出した扶養控除等申告書（住民税に関する事項）に氏名等が記載されている「16歳未満の扶養親族」のうち、居住者である人は月次減税額の計算に含めることとされています。

なお、その16歳未満の扶養親族が他の給与所得者が提出する扶養控除等申告書（住民税に関する事項）において扶養親族として記載されている場合には、いずれかの給与所得者の定額減税額の計算に含めることとされています。

また、扶養控除等申告書（住民税に関する事項）の「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄に記載された16歳未満の扶養親族については、その扶養控除等申告書に記載された令和6年中の所得金額の見積額には退職所得を含んでおりませんので、その扶養親族の令和6年中の退職所得を含んだ所得金額の見積額を基準日在職者に別途ご確認いただき、月次減税額の計算に含めるべき扶養親族か否かを判定していただくことになります。

6-10 扶養控除等申告書に記載していない16歳未満の扶養親族に係る月次減税

問 「16歳未満の扶養親族」について、所得税の計算に影響しないことから、扶養控除等申告書に記載していない従業員がいます。このような人の扶養親族を月次減税額の計算に含めるためにはどうすればいいですか。

[A]

給与の支払者は、基準日在職者から令和6年6月1日以後最初の給与等の支払日の前日までに提出された扶養控除等申告書に記載された扶養親族を、月次減税額の計算に含めることになり、この申告書に記載された扶養親族には、「住民税に関する事項」に記載された16歳未満の扶養親族も含むこととされています。

したがって、基準日在職者は、令和6年6月1日以後最初の給与等の支払日の前日までに扶養控除等申告書の「住民税に関する事項」に16歳未満の扶養親族を記載して、再提出することで、その扶養親族を月次減税額の計算に含めることができます。

なお、扶養控除等申告書の再提出に代えて、「源泉徴収に係る申告書」を提出することによっても、16歳未満の扶養親族を月次減税額の計算に含めることができますが、この場合には、年末調整の際にその16歳未満の扶養親族を「年末調整に係る申告書」へ記載して提出する必要があります（扶養控除等申告書の「住民税に関する事項」に記載していれば、異動がない限り、年末調整の際に申告書を提出する必要はありません。）。

6-11 基準日の前に死亡した扶養親族に係る月次減税

問 令和6年1月1日の時点で扶養親族であった親族が、令和6年5月に亡くなったのですが、この親族は月次減税額の計算に含めますか。

[A]

令和6年6月1日以後最初の給与等の支払日の前日までに死亡した令和6年分の扶養親族についても、その親族の死亡の日の現況で扶養親族であると判定されるのであれば、月次減税額の計算に含めることとされています。

6-12 扶養親族の人数が変更になった場合

問 令和6年7月以降に扶養親族の数が変わる場合は、月次減税額も変わるようになりますか。

[A]

月次減税額は、本人分30,000円に、同一生計配偶者等の数により計算した一定額（1人につき30,000円）を加算して算出することとされており、この同一生計配偶者等の人数に

については、最初の月次減税事務を行うときまでに提出されている扶養控除等申告書又は「源泉徴収に係る申告書」の記載内容に基づき判定し、これにより算出した月次減税額をもって控除を行うこととされています。

したがって、例えば、7月に子の出生によって扶養親族の人数が増え、令和6年6月と7月とでは扶養親族の人数が異なることとなっても、月次減税額の増額は行いません。

なお、こうした人数の異動により生ずる定額減税額の差額は、年末調整又は確定申告により精算されることとなります。

6-13 扶養控除等申告書に記載された障害者である同一生計配偶者（月次減税時）

【令和6年3月追加】

問 令和6年中の所得金額の見積額が900万円超の基準日在職者が、その同一生計配偶者について障害者控除を受けるため、同一生計配偶者の氏名等を扶養控除等申告書の摘要欄に記載しています。このような同一生計配偶者は、月次減税額の計算に含めることになりませんか。

[A]

扶養控除等申告書に記載された同一生計配偶者のうち、月次減税額の計算に含めることができるのは、源泉控除対象配偶者である同一生計配偶者に限られます。

そのため、源泉控除対象配偶者でない同一生計配偶者を、月次減税額の計算に含めるためには、別途、基準日在職者から、同一生計配偶者についての記載がある「源泉徴収に係る申告書」の提出を受ける必要があります。

6-14 扶養控除等申告書等以外の様式の使用可否（月次減税時）【令和6年3月追加】

問 扶養控除等申告書等以外の様式を使用して、基準日在職者から月次減税額の計算に含める配偶者や扶養親族の氏名等の提出を受けてもいいですか。

[A]

法令で定められた記載すべき事項が漏れなく記載できるのであれば、国税庁ホームページに掲載されている扶養控除等申告書及び「源泉徴収に係る申告書」以外の様式を使用して、基準日在職者から月次減税額の計算に含める配偶者や扶養親族の氏名等の提出を受けて差し支えありません。

また、給与の支払者が、基準日在職者から扶養控除等申告書等に記載すべき事項に関し、電磁的提供を受けるための必要な措置を講じる等の一定の要件を満たしている場合には、その基準日在職者は、書面による申告書の提出に代えて、電磁的方法により申告書に記載すべき事項の提供を行うことができます。

(月次減税の方法等)

7-1 各種手当や報奨金・一時金に係る月次減税

問 令和6年6月以降の毎月の給与のほか、賞与も月次減税の対象となりますか。
また、給与の支払者が支給する各種手当や定期的な賞与以外の報奨金・一時金（賞与課税されるもの）についても、月次減税の対象となりますか。

[A]

月次減税の対象となる令和6年分の給与等については、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（所得税法第28条に規定するもの）とされており、その名称にかかわらず、各種手当や現物給与、賞与課税される一時金等についても給与所得に該当するものは対象となります。

7-2 6月の給与支給日前に賞与が支給される場合

問 6月の給与の支給日の前に賞与の支給を予定していますが、月次減税額はその賞与の源泉徴収税額から先に控除することになりますか。

[A]

月次減税額は、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に係る控除前税額から順次控除することとされていますので、その最初に支払う給与等が賞与であるか通常の給与であるかは問われません。

したがって、6月の最初に支払う給与等が賞与である場合には、その賞与から先に月次減税額を控除することになります。

7-3 未払給与（令和5年分）に係る月次減税

問 令和5年12月分の給与のうち、未払となっていた部分を令和6年6月に支払いますが、この給与の支払時に徴収する源泉徴収税額から月次減税額を控除することはできますか。

[A]

月次減税額は、令和6年分の給与等に係る源泉徴収税額から控除することとされています。したがって、設問のような源泉徴収税額（令和5年分の所得税）から控除することはできません。

7-4 未払給与（令和6年分）に係る月次減税

問 令和6年5月分の給与のうち、未払となっていた部分を同年7月に支払いますが、この給与の支払時に徴収する源泉徴収税額から月次減税額を控除することはできますか。

[A]

月次減税額は、令和6年6月以後に支払われる令和6年分の給与等に係る源泉徴収税額から控除することとされています。

したがって、令和6年分の未払給与が6月以後に支払われることとなったときは、その控除前税額から月次減税額を控除することになります。

7-5 給与の増額改訂があった場合【令和6年3月追加】

問 給与の増額改訂が既往に遡って実施されたため、増額した差額分を令和6年6月以後に支給することになりました。この場合に支払う差額分の給与等については月次減税の対象となりますか。

[A]

給与の増額改訂が既往に遡って実施されたことによりその増額した差額を支払う場合に、増額改訂の対象となった給与等が令和6年5月分以前の支給期に係るものであっても、その差額分の支給日や改訂の効力発生日が令和6年6月1日以後の場合には、月次減税を行うこととなります。

ただし、月次減税の対象となるのは令和6年分の給与所得に係る所得税に限られますので、令和6年12月分以前の支給期に係る給与等を増額改訂する場合であっても、その差額分を支払うこととなる支給日やその改訂の効力発生日が令和7年1月1日以後であるときは月次減税を行いません。

(注) 給与規程の改訂が既往に遡って実施されたため既往の期間に対応して支払われる新旧給与の差額に相当する給与等については、それぞれ以下に掲げる日の属する年分の所得になります。

- ① その差額に相当する給与等の支給日が定められているものについては、その支給日
- ② その差額に相当する給与等の支給日が定められていないものについては、その改訂の効力が生じた日

(年調減税額)

8-1 年調減税のための申告書の提出

問 年調減税額を計算するに当たって、給与所得者から新たに申告書を提出してもらう必要がありますか。

[A]

年調減税額の計算に含める同一生計配偶者の有無や扶養親族の人数については、その給与所得者の提出した扶養控除等申告書や配偶者控除等申告書で把握することになっています。

また、令和6年中の所得金額の見積額が1,000万円超の給与所得者の同一生計配偶者について、年調減税額の計算に含める場合には、「年末調整に係る申告書」を年末調整時までに出す必要があります。

なお、給与所得者の合計所得金額が1,805万円を超える場合には年調減税の適用を受けることはできませんので、その給与所得者の提出した基礎控除申告書に記載された令和6年分の合計所得金額の見積額を確認し、判定を行っていただくこととなります。

8-2 控除対象配偶者・配偶者特別控除の適用を受ける配偶者に係る年調減税

問 「控除対象配偶者」や「配偶者特別控除の適用を受ける配偶者」については、年調減税額の計算に含めますか。

[A]

給与所得者の提出した配偶者控除等申告書に氏名等が記載されている「控除対象配偶者」で、居住者である人については、年調減税額の計算に含めることとされています。

一方、「配偶者特別控除の適用を受ける配偶者」については、年調減税額の計算に含めることはできません。

(注1) 合計所得金額 48 万円超の配偶者については、配偶者自身の所得税において定額減税額の控除を受けることとなります。

(注2) 「控除対象配偶者」とは、同一生計配偶者（1-4 参照）のうち、所得者の合計所得金額が 1,000 万円以下である人の配偶者をいいます。

(注3) 「配偶者特別控除」とは、所得者と生計を一にする配偶者の合計所得金額が 48 万円超の場合であっても、一定の要件を満たしている場合に受けられる控除のことをいいます。

8-3 給与所得者（所得金額の見積額が 1,000 万円超）の配偶者に係る年調減税

問 給与所得者の令和 6 年中の合計所得金額の見積額が 1,000 万円超の場合、その配偶者は令和 6 年中の所得金額の見積額が 48 万円以下であっても、配偶者控除等申告書を提出することができませんが、このような配偶者を年調減税額の計算に含めるためにはどうすればいいですか。

[A]

給与の支払者は、年末調整の際に以下の配偶者を年調減税額の計算に含めることとなります。

(1) 給与所得者から年末調整時までに提出された配偶者控除等申告書に「配偶者控除の適用を受ける配偶者」として記載された配偶者

(2) 給与所得者から年末調整時までに提出された「年末調整に係る申告書」に「令和 6 年中の合計所得金額の見積額が 48 万円以下である配偶者」として記載された配偶者

したがって、令和 6 年中の合計所得金額の見積額が 1,000 万円超の給与所得者につきましては、年末調整時までに「年末調整に係る申告書」を使用して、令和 6 年中の合計所得金額の見積額が 48 万円以下である配偶者について給与の支払者に申告することで、配偶者を年調減税額の計算に含めることができます。

8-4 年末時点で非居住者となる見込みの同一生計配偶者等に係る年調減税

問 月次減税額の計算に含めた同一生計配偶者等が、令和 6 年 7 月以降に海外に移住し、令和 6 年 12 月 31 日時点では非居住者となる見込みです。その場合に、その非居住者となった同一生計配偶者等は、年調減税額の計算には含めますか。

[A]

「居住者である同一生計配偶者」や「居住者である扶養親族」に該当するかどうかについては、原則として令和 6 年 12 月 31 日の現況で判定することとなりますので、月次減税額の計算に含めた同一生計配偶者等であっても、年の途中で出国し非居住者となった場合には、

その非居住者となった同一生計配偶者等については年調減税額の計算には含めないこととされています。

(注1) 月次減税額と年調減税額との間に差額が生じる場合には、年末調整時に精算が行われることになります。

(注2) 給与所得者本人が年途中で出国し非居住者となった場合や死亡した場合には、その給与所得者の出国時や死亡時の現況において、「居住者である同一生計配偶者」や「居住者である扶養親族」に該当するかどうかの判定を行うことになります。

8-5 年末時点で居住者となる見込みの同一生計配偶者等に係る年調減税

問 令和6年6月の時点では非居住者であった同一生計配偶者等が、その後日本に入国し、令和6年12月31日時点では居住者となる見込みですが、その居住者となった同一生計配偶者等は、年調減税額の計算に含めますか。

[A]

「居住者である同一生計配偶者」や「居住者である扶養親族」に該当するかどうかについては、原則として令和6年12月31日の現況で判定することになりますので、令和6年12月31日時点で居住者である同一生計配偶者等は、月次減税額の計算に含めなかった人であっても、年末調整時まで扶養控除等申告書等に記載することで年調減税額の計算に含めることとされています。

(注1) 月次減税額と年調減税額との間に差額が生じる場合には、年末調整時に精算が行われることになります。

(注2) 給与所得者本人が年途中で出国し非居住者となった場合や死亡した場合については、その給与所得者の出国時や死亡時の現況において、「居住者である同一生計配偶者」や「居住者である扶養親族」に該当するかどうかの判定を行うことになります。

8-6 所得金額が48万円超となる見込みの配偶者等に係る年調減税

問 月次減税額の計算に含めた同一生計配偶者が、令和6年7月に就職し、令和6年分の合計所得金額が48万円超となる見込みです。その場合に、その配偶者は、年調減税額の計算に含めますか。

[A]

月次減税額の計算に含めた同一生計配偶者又は扶養親族であっても、12月31日の現況で令和6年分の合計所得金額が48万円超となる場合には、その配偶者等については年調減税額の計算には含めないこととされています。

(注) 月次減税額と年調減税額との間に差額が生じる場合には、年末調整時に精算が行われることになります。

8-7 年の途中で出生した扶養親族に係る年調減税

問 令和6年8月に子どもが生まれ、令和6年12月31日時点では扶養親族になりますが、その子どもは、年調減税額の計算に含めますか。

[A]

年の途中で出生した親族について、令和6年12月31日時点で扶養親族となるのであれば、月次減税額の計算に含めなかった人であっても、年末調整時までに扶養控除等申告書（住民税に関する事項）に記載することで年調減税額の計算に含めることになります。

なお、その子どもが他の給与所得者が提出する扶養控除等申告書（住民税に関する事項）において扶養親族として記載されている場合には、いずれかの給与所得者の定額減税額の計算に含めることとされています。

（注）月次減税額と年調減税額との間に差額が生じる場合には、年末調整時に精算が行われることになります。

8-8 年の途中で死亡した扶養親族に係る年調減税

問 令和6年6月の時点では扶養親族であった親族が、年の途中で亡くなりました。その親族は、年調減税額の計算に含めますか。

[A]

令和6年6月の時点では扶養親族であった親族が、年の途中で死亡した場合については、その親族の死亡の日の現況で扶養親族であると判定されるのであれば、年調減税額の計算に含めることとされています。

8-9 同一生計配偶者について「源泉徴収に係る申告書」に記載して提出した場合の取扱い 【令和6年3月追加】

問 基準日在職者から、同一生計配偶者について記載された「源泉徴収に係る申告書」の提出を受けました。

その場合、年調減税額の計算の際に、基準日在職者から新たに申告書の提出を受ける必要がありますか。

[A]

同一生計配偶者について記載した「源泉徴収に係る申告書」の提出を受けた場合には、年末調整の際に、配偶者控除等申告書（又は年末調整に係る申告書）の提出を受ける必要があります。

また、同一生計配偶者について、源泉控除対象配偶者として記載した扶養控除等申告書の提出を受けた場合も、年末調整の際に、配偶者控除等申告書（又は年末調整に係る申告書）の提出を受ける必要があります。

8-10 扶養親族について「源泉徴収に係る申告書」に記載して提出した場合の取扱い
【令和6年3月追加】

問 基準日在職者から、扶養親族について記載された「源泉徴収に係る申告書」の提出を受けました。

その場合、年調減税額の計算の際に、基準日在職者から新たに申告書の提出を受ける必要がありますか。

[A]

扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む）について記載した「源泉徴収に係る申告書」の提出を受けた場合には、年末調整の際に、扶養親族について記載した扶養控除等申告書又は「年末調整に係る申告書」の提出を受ける必要があります。

なお、扶養控除等申告書（住民税に関する事項を含む）に記載した扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む）については、年末調整の際に新たに申告書を提出する必要はありません。

8-11 扶養控除等申告書に記載された障害者である同一生計配偶者（年末調整時）
【令和6年3月追加】

問 令和6年中の所得金額の見積額が900万円超の給与所得者が、その同一生計配偶者について障害者控除を受けるため、同一生計配偶者の氏名等を扶養控除等申告書の摘要欄に記載しています。このような同一生計配偶者は、年調減税額の計算に含めることになりますか。

[A]

年調減税額の計算に含めることができる同一生計配偶者は、配偶者控除等申告書（又は年末調整に係る申告書）に記載された同一生計配偶者に限られます。

そのため、扶養控除等申告書の摘要欄に記載した同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めるためには、別途、給与所得者から、同一生計配偶者についての記載がある配偶者控除等申告書（又は年末調整に係る申告書）の提出を受ける必要があります。

8-12 扶養控除等申告書等以外の様式の使用可否（年末調整時）【令和6年3月追加】

問 扶養控除等申告書、配偶者控除等申告書又は「年末調整に係る申告書」以外の様式を使用して、従業員から年調減税額の計算に含める配偶者や扶養親族の氏名等の提出を受けてもいいですか。

[A]

法令で定められた記載すべき事項が漏れなく記載できるのであれば、国税庁ホームページに掲載されている扶養控除等申告書、配偶者控除等申告書及び「年末調整に係る申告書」以外の様式を使用して、従業員から年調減税額の計算に含める配偶者や扶養親族の氏名等の提出を受けて差し支えありません。

また、給与の支払者が、従業員から扶養控除等申告書等に記載すべき事項に関し、電磁的提供を受けるための必要な措置を講じる等の一定の要件を満たしている場合には、その従業

員は、書面による申告書の提出に代えて、電磁的方法により申告書に記載すべき事項の提供を行うことができます。

(年調減税の方法等)

9-1 所得制限を超える人に対する年調減税

問 合計所得金額が1,805万円を超える人については、年末調整時に年調減税の適用を受けることはできませんか。

[A]

給与所得者のうち、合計所得金額が1,805万円を超える人については、年調減税の適用を受けることができません。

そのため、給与所得者が年末調整時に提出した基礎控除申告書に記載された令和6年分の合計所得金額の見積額をご確認いただき、年調減税の適用を受ける給与所得者か否かを判定し、合計所得金額が1,805万円を超える人の年末調整においては、年調所得税額から年調減税額を控除せずに年調年税額の計算を行っていただくこととなります。

なお、給与収入が2,000万円を超える人については、年末調整の対象となりませんので、確定申告で精算を行うこととなります。

(注1) 主たる給与の支払者からの給与収入は2,000万円を超えないが、その他の所得があるために合計所得金額が1,805万円を超える人が、年末調整で年調所得税額から年調減税額を控除しないで計算を行う人になります。

(例：給与収入が1,900万円（給与所得1,705万円）で、不動産所得が200万円である人）

(注2) 月次減税額と年末調整時又は確定申告時に算出される最終的な定額減税額との間に差額が生じる場合には、これらの時に精算が行われることとなります。

9-2 令和7年以降に支給される給与等に係る定額減税

問 年末調整の結果、給与所得者の年調所得税額から控除しきれなかった年調減税額については、令和7年1月以降に支給される給与等に係る源泉徴収税額から控除しますか。

[A]

年末調整の結果、給与所得者の年調所得税額から控除しきれなかった年調減税額については、源泉徴収票（給与支払報告書）に年調減税額の控除外額として記載し、令和7年1月以降に支給される給与等に係る源泉徴収税額からは控除しません。

(源泉徴収票・給与支払明細書・徴収高計算書)

10-1 源泉徴収票への記載方法

問 年末調整を了した後に作成する源泉徴収票には、定額減税額等をどのように記載しますか。

[A]

「給与所得の源泉徴収票」の「(摘要)」欄に、実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額×××円」、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額を「控除外額×××円」(控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」と記載します。)と記載してください。

また、合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者(以下「非控除対象配偶者」という。)分を年調減税額の計算に含めた場合には、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記載してください。

なお、「(摘要)」欄への記載に当たっては、定額減税に関する事項を最初に記載するなど、書ききれないことがないように留意してください。

年末調整を行った後の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄には、年調所得税額から年調減税額を控除した残額に102.1%を乗じて算出した復興特別所得税を含む年調年税額を記載します。

(注) 令和6年6月1日以後の退職・国外転出・死亡等で、年末調整を了した後に作成する源泉徴収票においても同様となります。

(記載例①：年末調整を行った一般的な場合)

源泉徴収時所得税減税控除済額×××円、控除外額×××円

(記載例②：非控除対象配偶者分の定額減税の適用を受けた場合)

源泉徴収時所得税減税控除済額×××円、控除外額×××円

非控除対象配偶者減税有

(記載例③：非控除対象配偶者が障害者に該当する場合)

源泉徴収時所得税減税控除済額×××円、控除外額×××円

減税有 国税花子(同配)

10-2 年末調整をしなかった人の源泉徴収票への記載方法

問 年末調整の対象とならなかった給与所得者の源泉徴収票には、定額減税額等をどのように記載しますか。

[A]

令和6年分の給与の収入金額が2,000万円を超えるなどの理由により年末調整の対象とならなかった給与所得者については、源泉徴収の段階で定額減税の適用を受けた上、確定申告で最終的な定額減税との精算を行うこととなるため、その人に係る「給与所得の源泉徴収票」の作成に当たり、「(摘要)」欄には、定額減税額等を記載する必要はありません。

なお、「源泉徴収税額」欄には、控除前税額から月次減税額を控除した後の実際に源泉徴収した税額の合計額を記載することになります。

10-3 退職した人（年末調整未了）の源泉徴収票への記載方法

問 給与所得者が退職した場合（年末調整を了した場合を除く。）に作成する源泉徴収票には、定額減税額等をどのように記載しますか。

[A]

令和6年6月1日以後に給与所得者が退職した場合には、源泉徴収の段階で定額減税の適用を受けた上、再就職先での年末調整又は確定申告で最終的な定額減税との精算を行うこととなるため、「給与所得の源泉徴収票」の「(摘要)」欄には、定額減税額等を記載する必要はありません。

なお、「源泉徴収税額」欄には、控除前税額から月次減税額を控除した後の実際に源泉徴収した税額の合計額を記載することになります。

10-4 給与支払明細書への記載事項

問 月次減税額の控除を行う際に交付する給与支払明細書には、どのような事項を記載しますか。

[A]

給与支払明細書には、実際に控除した月次減税額の金額を「定額減税額（所得税）×××円」、「定額減税×××円」などと、適宜の箇所に記載していただくこととなります。

10-5 給与支払明細書に月次減税額を記載するスペースがない場合

問 給与支払明細書に、実際に控除した月次減税額の金額を記載するスペースがないのですが、どのようにすればいいですか。

[A]

余白がない場合など、給与支払明細書に実際に控除した月次減税額の金額を記載することが難しい場合には、別紙に「定額減税額（所得税）×××円」などと記載していただいても差し支えありません。

10-6 所得税徴収高計算書（納付書）の記載方法

問 月次減税額を控除前税額から控除したときは、所得税徴収高計算書（納付書）の記載はどのようにすればいいですか。

[A]

月次減税額を控除前税額から控除した場合であっても、所得税徴収高計算書（納付書）の記載方法は、特に従来と変わることはありません。

この場合、「税額」欄には、月次減税額を控除した後の金額（実際に納付すべき源泉徴収税額）を記載することになります。

(各人別控除事績簿)

11-1 各人別控除事績簿の作成の要否

問 各人別控除事績簿は必ず作成しなければならないのですか。

[A]

各人別控除事績簿の作成は義務ではなく、作成しなくても差し支えありません。

なお、国税庁では源泉徴収事務の便宜のために、各人別控除事績簿の様式を作成し、国税庁ホームページに掲載しております。

11-2 各人別控除事績簿以外の様式の使用可否

問 当社の電算システムによりアウトプットした書類を国税庁ホームページに掲載されている各人別控除事績簿に代えて使用することは認められませんか。

[A]

国税庁ホームページに掲載する各人別控除事績簿は、源泉徴収義務者の便宜を考慮して国税庁が作成したものであり、その作成及び様式は法定されているものではないことから、適宜の様式で差し支えありません。

(各種給付措置)

12-1 定額減税と併せて行われる各種給付措置

問 所得税及び個人住民税の定額減税と併せて行われる各種給付措置について、教えてください。

[A]

各市区町村において所得税及び個人住民税の定額減税の実施と併せて行われる各種給付措置については、お住いの市区町村にお問い合わせください。